

令和6年度

第5回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年8月28日

石巻市農業委員会

第5回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年8月28日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の取り下げについて

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 4号 農地法第5条の農地転用事業遂行中止について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（18名）

1番	松川一	生	委員	2番	今野真	理	委員
3番	前野利	春	委員	4番	齋藤忠	直	委員
5番	後藤嘉	伸	委員	6番	近藤	茂	委員
7番	石川雅	洋	委員	8番	細川	淑子	委員
9番	高橋生	一	委員	10番	佐々木	洋	委員
11番	伏見さと	子	委員	12番	岡田	正男	委員
13番	高瀬禎	司	委員	14番	佐々木	文彦	委員
15番	高橋善	宏	委員	17番	遠藤	章一	委員
18番	武山	勝	委員	19番	高橋	千代恵	委員

欠席委員（1名）

16番 高橋由佳 委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信	悦	委員	21番	木村和	広	委員
22番	保原政	美	委員	23番	渥美浩	晃	委員
24番	武山礼	二	委員	25番	佐々木	繁	委員
26番	首藤勝	博	委員	27番	山口修	一	委員
28番	佐藤和	隆	委員	29番	佐々木	勝行	委員
30番	安部秀	逸	委員	31番	渡邊孝	彦	委員
32番	伊藤	功	委員	33番	中村和	徳	委員
34番	山田茂	樹	委員	35番	遠藤雅	宏	委員
37番	榊田有	司	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部正	展	委員				

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

36番 西條健一 委員

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 長	三浦武宏	事務局 次長
星貴幸	事務局 長補佐 兼農地係 長	佐藤友人	主 査

本 田 亨 主 任 主 事  
菅 井 泰 弘 主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事  
門 間 桃 子 主 事

---

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第5回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

---

午後1時33分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は19名であります。高橋由佳委員、西條健一推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号2番今野真理委員、4番齋藤忠直委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手のうえ、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立のうえ、発言願います。

---

◎報告第1号～報告第4号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから、報告第4号 農地法第5条の農地転用事業遂行中止についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は1ページから10ページをご覧ください。今月の受理件数は16件で、解約の理由は、所有権移転によるものが2件、借人の都合によるものが14件でございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の取り下げについて、ご報告いたします。議案書の11ページをご覧ください。本件は、令和6年6月5日に届出された18条解約の通知について、本来は解約すべきでなかった農地が合意解約の通知に記載されていたことから、その通知

の提出を取り下げるものであり、申出者は、宮城県農地中間管理機構、社団法人、みやぎ農業振興公社であります。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は12ページをご覧ください。今月の受理件数は1件で、集合住宅地とするものでございます

続きまして、報告第4号 農地法第5条の農地転用事業遂行中止について、ご報告いたします。議案書の13ページをご覧ください。本件は、平成23年7月22日付け、宮城県から住宅敷地に供するために農地法第5条の許可を得たものの、建築面積の変更があり申請地では狭小となるため、別の土地を選定したことから事業計画が中止となったものであります。なお、所有権移転、地目の変更等はなされておらず、今後は農地として管理されるものです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第4号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の14ページ並びに別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、平成12年から農業用施設用地として利用してきたものです。非農地となって20年以上経過した土地です。

番号2、議案書は14ページ、地図資料は1ページです。当該地は、平成12年から農業用の機械置場、資材置場として利用してきたものです。非農地となって20年以上経過した土地です。

番号3、議案書は14ページ、地図資料は2ページです。昭和60年の道路買収の残地で2.05平方メートルと狭小のため、農地として利用することができず、通路敷として利用してきたものです。非農地となって20年以上経過した土地です。

番号4、議案書の15ページ、地図資料は3ページです。平成12年に三陸道の買収がかかり、自宅を転居したが、その時から住宅敷地の一部として利用してきたものです。非農地となって20年以上経過した土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

8月20日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用

される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件について、証明書を交付することに決しました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。議案書は16ページです。

番号1、親子間の贈与です。申請地は田1筆、面積6,548平方メートルです。

次に番号2、譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は畑2筆、面積1,956平方メートルです。

次に番号3、譲渡人の所有地処分による売買です。申請地は田1筆、面積1,173平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、後藤嘉伸委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

8月19日開催の農家相談委員会において、現地写真等による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案3件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案3件について許可を与えることに決しました。

---

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、説明いたします。

番号1、議案書の17ページ並びに地図資料の4ページをご覧ください。所有地への通路敷とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の18ページ並びに地図資料の5ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書は18ページ、地図資料は6ページです。駐車場、資材置場とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に該当しますが、集落接続の例外

規定が適用されます。

次に番号3、議案書は19ページ、地図資料は7ページです。資材置場とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号4、議案書は19ページ、地図資料は8ページです。資材置場とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号5、議案書は20ページ、地図資料が9ページです。資材置場とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号6、議案書は20ページ、地図資料は10ページです。資材置場とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号7、議案書は20ページ、地図資料は11ページです。農業用施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号8、議案書は21ページ、地図資料が12ページです。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は鉄道の駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地に該当します。

次に番号9、議案書は21ページ、地図資料は13ページです。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案9件については原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案書は22ページから27ページになります。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

中間管理機構による一括方式の利用権設定については、10件で30筆、合計面積は7万8,183平方メートルです。貸借期間は、10年で10アール当たりの賃借料は水田利用で1万3,000円、畑地利用では使用貸借となっております。

所有権移転については、1件で1筆、合計面積は1,367平方メートルです。10アール当たりの売買価格は水田利用で38万395円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農家相談委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の10件、所有権移転の1件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長から審査結果について報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は22ページから26ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式10件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は27ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案、所有権移転にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第5回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後1時55分 閉会